

# 認証評価手数料に関する規程

平成 21 年 10 月 13 日制定

- 第1条 この規程は、一般社団法人 日本技術者教育認定機構が実施する産業技術系専門職大学院の認証評価に関する評価手数料について定める。
- 第2条 評価手数料は1専攻あたり3,500,000円とする。ただし、評価手数料に消費税分を上乗せして納入しなければならない。
- 第3条 評価手数料は、評価を受ける年度の4月末日までに納入しなければならない。
- 第4条 この規程の改廃は理事会が行う。